

檜原小学校いじめ防止基本方針 (改訂版)

令和7年3月

檜原村立檜原小学校

目 次

1	檜原村立檜原小学校いじめ防止基本方針の改定について	3
2	いじめの定義	3
3	いじめの禁止	3
4	いじめの防止対策の基本的な考え方	4
	(1) いじめを許さない学校づくり	
	(2) 児童の主体性、実践力の育成	
	(3) 家庭・地域・関係機関との連携	
5	いじめ防止等の取組	4
	(1) 学校いじめ防止基本方針の策定及び改訂	
	(2) いじめ防止のための組織の設置	
	(3) いじめの未然防止に向けた取組	
	(4) いじめの早期発見・対応、完全解決に向けた取組	
	(5) 重大事態が発生した場合の対応	
6	いじめ防止対策の推進に向けて	9
7	参考資料	10
	いじめ対応マニュアル（いじめを把握した時）	

1 檜原村立檜原小学校いじめ防止基本方針の改定について

本校では、平成30年4月に策定した「檜原村立檜原小学校 いじめ防止基本方針」に基づき、学校いじめ問題対策委員会を中心とした組織的ないじめ問題の克服を目指すとともに、全教職員と家庭・地域・関係機関が連携して取組を進めてきた。

これらの経緯を踏まえ、全ての児童が安心して学校生活を送ることができるよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）、檜原村立学校いじめ防止基本方針（令和4年改訂）に基づきいじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見・事案対処及び重大事態への対応）のための対策をより一層総合的かつ効果的に推進することを目的として改訂するものである。

2 いじめの定義について

本基本方針において「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童の人権や教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある絶対に許されない行為であり、全ての児童は、いじめを行ってはならない。

4 いじめの防止対策の基本的な考え方

いじめは、どの学校でも、どの児童にも起こり得るという認識に立ち、村教育委員会と学校は、日常的な未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決を図る必要がある。

(1) いじめを許さない学校づくり（いじめを生まない、許さない学校へ）

いじめが児童の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであることを踏まえ、全ての児童が安心して学習に取り組むことができるよう、いじめを許さないという教員としての意識向上を図るとともに、学校がいじめ問題に組織的に対応できる校内体制を整備する。

(2) 主体性、実践力の育成（いじめ問題について児童自らが考え行動する学校）

児童のいじめに関する理解を深め、児童がいじめをしない、いじめを放置しないなど、いじめの解決に向けて主体的に行動できるようにする。

(3) 家庭・地域・関係機関との連携（家庭・地域・保護者との連携による安心な学校）

いじめが複雑化・多様化する中、家庭・地域・関係機関とそれぞれの役割を認識しつつ連携を図り、いじめの問題解決に向けて、社会全体による取組を進める。

5 いじめ防止等の取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定及び改訂

本基本方針及び国・東京都・檜原村の方針等を参考にし、学校の実情に応じ、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。（法第13条）

(2) いじめ防止のための組織の設置

本校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うための組織、いじめ対策委員会を設置する。(法第22条)組織の構成員については、管理職、主幹教諭、教務主任、生活指導主任、関係教員、養護教諭、SC等のほか、必要に応じて弁護士、警察官経験者(スクールサポーター)、こども家庭センター職員、児童相談所職員等も加える。

(3) いじめの未然防止に向けた取組

① 子供が安心して生活できる学級・学校風土の創出

- ・教職員は、いじめを「許さない」「見逃さない」「放置しない」姿勢で指導に臨み、児童が「何があってもいじめを行わない」という強い意識を育む。
- ・各教科指導、生活指導を通して、人権意識、自己肯定感、自尊感情を高め、「SOSの出し方」及び「生命の安全教育」を行う。

② いじめ発見のための情報収集

- ・檜原村ふれあい月間アンケートを年3回(6月・11月・2月)行い、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロを目指す。
- ・教師と児童との温かい人間関係づくりや保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

③ 全職員による共通理解及び説明責任

- ・年度初めの職員会議で「檜原小学校いじめ防止基本方針」の周知をし、教職員の

共通理解を図り共通実践を進める。また、教職員は保護者等に対して、方針内容を説明できるようにする。

- ・生活指導部は、ふれあい月間を活用して各学級でのいじめ防止の取組を提案する。
- ・学校評価アンケートや教育相談の結果の集約・分析・対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。
- ・いじめ総合対策及び人権プログラム等を活用し、いじめ防止研修会を実施する。

③ 児童の取組

- ・各学級、毎月生活目標を設定する。4月の目標「気持ちのよいあいさつをしよう」、5月の目標「ていねいな言葉づかいをしよう」、11月の目標「相手の気持ちを考えて行動しよう」、1月の目標「きまりを守って行動しよう」の指導を通し、望ましい生活態度から望ましい人間関係をつくれるようにする。

④ スクールカウンセラーとの連携

- ・授業観察を通し児童の様子についてカウンセラーとしての見解を報告してもらい、共通理解を図ると共に、児童への対応について助言・援助をもらう。
- ・5年生全員の個人面談を行う。

⑤ 家庭・地域との連携

- ・家庭との連携を密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や交友関係についての情報を集めて指導に生かす。学校だけで解決を図ろうとしない。

- ・学校運営連絡協議会及びPTA等の会合で、いじめ問題等、健全育成についての話し合いや情報交換をする。

⑥ 関係機関等との連携

- ・いじめられている児童が学校や家庭に相談できない場合は、「いのちの電話」等のいじめ問題等の相談窓口を利用するよう促す。
- ・いじめの事実を確認した場合は、檜原村教育委員会へ報告する。重大事態発生時は、檜原村教育委員会に報告し、指導・助言を求め、学校として組織的に対応する。
- ・状況に応じて檜原村教育相談所や子ども家庭支援センター及び児童相談所、警察等と連携しながら指導する。
- ・学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して対応する。

⑦ 情報発信について

- ・学校だよりやホームページ、メール配信等を通して、いじめ防止の取り組み状況や学校評価結果等を発信する。

(4) いじめの早期発見・対応、完全解決に向けた取組

① 生活指導上の共通理解事項の共通理解と共通実践

- ・教員の役割や指導することを明確にすることによって、全教職員が同じ方向性をもって全児童を指導していく。

② 一人一人が活躍できる教育活動

- ・本校の教育目標「思いやりのある子」を実現していくために、児童の一人一人の思

いや考えを大切に、互いに認め合える教育活動を進めていく。

③ 人との関わり方を身に付けるための活動

- ・たてわり班での活動を実施するなど、異年齢集団で集団の一員としての自覚を深め、協力してより良い生活を築こうとする態度を育てる。

④ 道徳授業の充実を図る。

- ・道徳教育の内容の2「主として他の人とのかかわりに関すること」の(2)「相手のことを思いやり、進んで親切にする。」と(3)「友達と互いに理解し、信頼し、助け合う。」の指導を通し、いじめを許さない学級・学校づくりに取り組む。

⑤ 道徳授業地区公開講座の実施

- ・道徳授業地区公開講座を実施し、保護者・地域へ道徳教育の学校の取組を公開する。
- 道徳授業地区公開講座では、全学級授業公開と保護者・地域の方々との意見交換会や講演会等を行い、学校における道徳教育を保護者や地域に発信し、家庭や地域社会との連携やその役割について相互理解を深める。

⑥ 人権教育の充実

- ・人権教育の全体計画に基づき、各教科・総合的な学習の時間との関連を図りながら、望ましい人間関係の育成や言語環境の適正化などを通して推進する。

⑦ ふれあい月間の取組（アンケート実施：6・11・2月）

- ・いじめの実態を確実に把握し、早期解決に向けて学校が組織的な取組を行う。
- 年間3回の強化月間を設け、いじめ問題に向けた取り組みを継続していくとともに、

児童・生徒および保護者・教職員にいじめ撲滅への意識を高める。

(5) 重大事態が発生した場合の対応

- ① いじめられた児童の安全確保を優先する。
- ② 重大事態発生について、速やかに檜原村教育委員会へ報告する。
- ③ 教職員は、加害者のいじめの行為に対して毅然とした態度で指導する。
- ④ 保護者への説明や協力関係を構築する。
- ⑤ 警察や教育相談室等の関係諸機関と連携し、檜原村教育委員会が行う調査に協力する。
- ⑥ 調査の結果については、いじめを受けた児童の保護者に対して事実関係等の情報を適切に提供する。

6 いじめの防止対策の推進に向けて

本校では、いじめ防止対策の推進に向け、本基本方針の趣旨等について、家庭・地域関係機関への周知に努める。また、本基本方針に基づいた取組を定期的・継続的に確認し、その結果等に基づき必要に応じて適切な対応を図るものとする。

7 参考資料

いじめ対応マニュアル（いじめを把握した時）

